④　京葉銀行エルカクエイ物件にかかる更生担保権が確定した後に、前記②により算定される弁済額の合計額が、当該京葉銀行エルカクエイ物件にかかる更生担保権の確定債権額以上の場合、当該売却代金のうちその上回る額（但し、当該総額が財産評定額であったならば更生担保権となるべき債権額を上限とする。）に相当する一般更生債権は、当該京葉銀行エルカクエイ物件にかかる更生担保権と同等に取り扱う（以下、本節において「変更更生債権」という。）こととし、その権利の変更及び弁済方法は、本章第２節２⑴の定めに従う。

⑤　管財人が京葉銀行エルカクエイ物件の全部又は一部を平成27年３月末日までに売却出来なかった場合は、当該物件は同日に売却手取額が０円で売却されたものとみなして、本項の定めを適用する。但し、更生担保権者である京葉銀行が、同日までに代物弁済による弁済を求める旨を管財人に対して書面で通知したときは、管財人は、更生担保権にかかる担保権の目的となる範囲の不動産を以て、代物弁済するものとする。代物弁済がされた場合、当該物件は、代物弁済のときに、そのときの更生会社の帳簿価格を売却手取額として売却されたものとみなして、同売却手取額を前記②の弁済額としたうえで本項を適用するものとする。

⑥　京葉銀行エルカクエイ物件の全部又は一部について、更生担保権にかかる担保権の放棄があった場合、更生担保権者である京葉銀行との関係では、担保権放棄の日に、当該物件が売却手取額０円で売却されたものとみなして、本項を適用する。

⑦　管財人は、更生計画案提出後、別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の整理番号１及び２の更生担保権が確定する日までの間に、京葉銀行エルカクエイ物件を売却した場合は、管財人が債権調査手続で認めた更生担保権額を「確定した更生担保権額」であると仮定して前記②乃至④の定めによって計算される弁済額を適切な金融機関に預金し、本項に基づく弁済をするときまで更生会社の他の財産と分別して保管するものとする。

⑵　更生手続開始時着工済みで、継続することとなった事業に供される不動産にかかる更生担保権（更生担保権弁済額が確定しているもの）

別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の整理番号３乃至７及び９の更生担保権については、以下のとおり弁済する。

①　別表11―３及び別表11―９「存続する担保権一覧表」の「担保権の目的物の表示」欄記載の不動産（未竣工建物を含む。以下「開発継続物件」という。）の物件全部を売却したときは、当該売却代金全額を受領した日から１ケ月以内に、当該開発継続物件についての別表11―３及び別表11―９の「新しい債権額」欄記載の金額を一括して支払う。

②　開発継続物件の一部を売却（分譲）したときは、当該売却代金の全額を受領した日から１ケ月以内に、当該売却代金（消費税込み）から以下のａ乃至ｃの合計額を控除した残額を、当該開発継続物件についての別表11―３及び別表11―９「存続する担保権一覧表」の「新しい債権額」欄記載の金額から既払い額を控除した残額に満つるまで、当該開発継続物件について複数の更生担保権者がいる場合には別表７「ゼネコン・金融機関配分表」記載の更生担保権者毎の割合で按分等して支払う。但し、当該物件にかかる更生担保権を有する更生担保権者全員が同表と異なる配分率とすることに合意したときは、管財人はこれに従う。

ａ　営業費用相当額として、当該売却代金（消費税込み）の５％相当額。

ｂ　当該開発継続物件の建物建築請負代金の残金のうち共益債権となる費用で未払いとなっている額（消費税込み）。

ｃ　ｂの他、当該開発継続物件の完成のために必要とされる費用のうち共益債権となる費用で既払い額を控除した額（消費税込み）。

③　平成27年６月末日までに当該開発継続物件についての別表11―３及び別表11―９「存続する担保権一覧表」の「新しい債権額」欄記載の金額全額の弁済がされていないときは、同日までに同欄記載の金額から既払い額を控除した残額を一括して弁済する。

④　管財人は、平成22年２月１日以降更生計画認可決定日までの間に、開発継続物件を売却した場合は、前記①又は②の定めによる弁済額に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的物とし、当該開発継続物件にかかる更生担保権のうち前記①又は②を適用したならば弁済を受けられることになる更生担保権を被担保債権とする質権を設定する。この場合の当該更生担保権の権利の変更及び弁済方法は、第３章第１節４⑵③の定めに従うものとする。

２　未確定更生債権

⑴　株式会社京葉銀行の変更更生債権

本節１⑴④の定めにより変更更生債権となる一般更生債権については、当該京葉銀行エルカクエイ物件を目的とする担保権にかかる更生担保権が確定した後に、当該物件の売却代金の全額を受領した日と未確定更生担保権が確定した日の何れか遅く到来した日から１ケ月以内に変更更生債権の全額を一括して弁済する。但し、変更更生債権に対して第３節２⑴の定めによる概払いの弁済額がある場合には、同額を控除した残額を一括して弁済するものとする。

⑵　その他の未確定更生債権

前記⑴の場合を除き、別表10―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の未確定更生債権は確定するまで支払わない。確定したときは、確定した債権の金額に応じて第３章第３節２⑴の定めを適用し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。なお、同⑴①の免除の効果は、当該未確定債権が確定したときか更生計画認可決定時の何れか遅いときに生じるものとする。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の処理

１　存続する担保権

⑴　不動産にかかる担保権

①　別表11―１乃至別表11―６、別表11―９乃至別表11―11「存続する担保権一覧表」記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も同各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同各表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定のときに同欄記載の額に確定する。

②　前記①の各表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。

③　別表11―１乃至別表11―６「存続する担保権一覧表」記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同各表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。